

1. 議事日程

[平成23年第3回安芸高田市議会臨時会第1日目]

平成23年 8月 5日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 承認第6号 専決処分した事件の承認について
【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】
日程第4 議案第64号 工事請負契約の締結について
【安芸高田市葬斎場用地造成工事】

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	前重昌敬	2番	石飛慶久
3番	児玉史則	4番	大下正幸
5番	和田一雄	6番	水戸眞悟
7番	先川和幸	8番	山根温子
9番	宍戸邦夫	10番	山本優
11番	前川正昭	12番	秋田雅朝
13番	赤川三郎	14番	青原敏治
15番	金行哲昭	16番	入本和男
17番	今村義照	18番	亀岡等
19番	塚本近	20番	藤井昌之

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

11番	前川正昭	12番	秋田雅朝
-----	------	-----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(9名)

市長	浜田一義	副市長	藤川幸典
総務部長	沖野文雄	企画振興部長	竹本峰昭
市民部長	新川昭夫	建設部長兼公営企業部長	河野正治
総務課長	杉安明彦	行政経営課長	西岡保典
政策企画課長	山平修		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	立田昭男	事務局次長	外輪勇三
主査	森岡雅昭	専門員	藤堂洋介



午前 10時00分 開会

- 藤井議長 それでは皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は20名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成23年第3回安芸高田市議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。
立田事務局長。
- 立田事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長より、本臨時会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。
第2点、監査委員より、平成23年5月分並びに6月分の例月出納検査の報告がありました。
第3点、市長より、市が資本金の2分の1以上を出資している法人の経営状況について2件の報告がありました。
それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので御了承ください。
以上で諸般の報告を終わります。
- 藤井議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、11番 前川正昭君、及び12番 秋田雅朝君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

- 藤井議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本臨時会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議をいただいておりますので、その結果について議会運営委員長、金行哲昭君の報告を求めます。
- 金行議会運営委員長 報告いたします。
平成23年第3回臨時会の運営につきまして、去る7月27日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定しましたので報告いたします。
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり本日一日といたしました。
次に、本臨時会に付議されます案件は、承認第6号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】」、及び議案第64号「工事請負契約の締結について【安芸高田市葬斎場用地造成工事】」の計2件でございます。なお、この2件につきましては、すべて委員会付託を省略することにしました。以上で報告を終わります。

○藤井議長 お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日一日とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 承認第6号 専決処分した事件の承認について

【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】

○藤井議長 日程第3、承認第6号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。本日、平成23年第3回臨時会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には御多用の中、御参集を賜りまことにありがとうございます。

このたびの臨時会では、承認1件、議案1件を提出させていただきました。どうかよろしく御審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

承認第6号「専決処分いたしました【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律が6月30日に公布、同日に施行されたことに伴い、税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分により改正させていただいたものであります。

主な改正内容といたしましては、罰則規定の見直しと上場株式等の配当所得及び譲渡所得にかかる特例措置が延長されたものであります。よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民部長 新川昭夫君。

○新川市民部長 それでは、専決処分をいたしました安芸高田市税条例の一部を改正する条例につきまして、要点の御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が6月30日に施行されたことに伴い、安芸高田市条例の一部を改正するものでございます。お手元に条例の改正分、24ページのつづりと説明資料5ページの2つの冊子をごらんいただきたいと思います。

改正条例につきましては、右側の改正前条例文を、左の改正後のとおり改正するものでございます。引用条文の変更と文言の整理を行いまして、極力、地方税法の条文を引用をし、数値の変更があってもその都度変更の必要が生じない形といたしております。

今回の改正内容につきましては、説明資料に列記をしておりますので、説明資料の内容をごらんいただきながら説明をさせていただきたいと思

います。

まず、説明資料の1ページをお開きください。改正条項につきましては3つございます。いずれも現下の厳しい経済状況、また雇用情勢に対応しました税制の整備を図る観点から見直しをされております。

改正条項は全部で29項ございますが、いずれも地方税法の改正に伴う文言の修正、また引用条文の変更でございます。主な金額等の変更額、また税の種類によります変更分につきまして御説明を申し上げまして、改正条例につきましては改正前、後の欄を参照していただきたいと思っております。

それでは説明資料の1ページ目から御説明をさせていただきます。資料の1ページ目、第26条第1項につきましては、市民税の納税管理人に係ります不申告に関する罰則規定で、市内に住所を有しない納税義務者は市長が納税管理人を定めないことを認定したものを除きまして、市内に住所を有する者を納税管理人と定めて、市長に申告し市長の承認を得ることとなっております。この申告を正当な理由がなく行わなかった者に対しまして、過料を課すこととなっております。改正内容につきましては、過料の上限額を3万円以下から10万円以下に引き上げを行うものでございます。

他の条文におきましても同じ改正内容がございますので、順次、説明をさせていただきます。説明資料の2ページの2段目、第65条第1項の固定資産税に係るもの。また3ページをお願いいたします。この2段目、107条第1項の鉱産税、次の欄の133条第1項の特別土地保有税につきましても納税管理人に係ります不申告に関する罰則規定で、市民税と同様に過料の上限額を3万円以下から10万円以下に引き上げるものでございます。なお、過料につきましては市長が決定をするもので、合併以降、納税管理人に関します不申告について過料を課したことはございません。続きまして、金額の関係で、資料の1ページにまた戻っていただきまして、2段目の第34条の7第1項及び第2項につきましては、寄附金税額控除に関します規定で、地方税法の改正に伴います文言の修正と説明資料にありますように寄附金税額控除を算出するに当たりまして寄附金から控除する金額が5,000円から2,000円に引き下げをされました。

次に、資料の1ページ、下の段から2段目、第36条の4第1項、また53条の10第1項、それから2ページ目の3段目にございます75条第1項、それから次の88条第1項につきましては、それぞれ市民税の納税義務者、それから固定資産、また軽自動車の所有者で地方税法に規定します申告書の提出や報告を期限までに正当な理由がなく行わなかった者に対します罰則規定で、内容といたしましては同じく過料の上限額が3万円以下から10万円以下に引き上げるものでございます。この過料につきましても市長が決定をするもので、合併以降この規定による過料は課したことはございません。

続きまして、資料の2ページ、一番下の段、第100条の2及び3ページに

なります105条の2、それから上から4段目の139条の2、それぞれたばこ税、鉱産税、特別土地保有税を申告する者が正当な理由がなく申告、納付をしなかった者に対します罰則規定の創設でございます。内容につきましては、過料として上限額を10万円以下で、過料の金額は市長が決定をするものとなっております。

続きまして、附則の改正について御説明を申し上げます。資料では4ページになります。条例文では11ページからとなっております。附則につきましても、文言の修正と引用条文の変更となっております。

4ページの2段目の附則第8条第1項、第2項につきましては肉用牛を売却したときに受けられます免税措置に関します特別措置で、適用期限を平成24年度から平成27年度に3年間延長し、適用要件が売却頭数2,000頭から1,500頭に、売却価格を1頭当たり100万円から80万円に引き下げを下げられるものでございます。条例文につきましては12、13ページになります。今後、法の規定によりまして適用する形で改正をいたしております。

続きまして、第2条の関係について御説明を申し上げます。最後の5ページでございます。附則の第2条第7項、同条の14項、同じく19項は上場株式等に係ります配当所得と譲渡所得に係る特別措置に関する規定で、この規定につきましても平成23年12月31日で廃止をする予定でございましたが、景気回復に万全を期すために適用期間を平成23年12月31日から平成25年12月31日まで2年間延長するものでございます。

続きまして、第3条の関係でございます。附則の第1条第1項、第4号、同じく附則第2条第6項につきましては非課税口座内少額上場株式等に係ります配当所得及び譲渡所得の非課税措置に関する規定でございます。この規定につきましては、平成22年度税制改正によりまして、先ほど第2条の関係におきまして2年間適用期限が延長されると説明をいたしました上場株式等に係ります配当所得及び譲渡所得の特例措置にかわる制度として創設をされたものです。今回この特例措置が延長されたことに伴いまして、これにかわります非課税措置の施行期日が平成25年1月1日から平成27年1月1日、2年間延期をされたものでございます。以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

- 藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、承認第6号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。



日程第4 議案第64号 工事請負契約の締結について

【安芸高田市葬斎場用地造成工事】

- 藤井議長 日程第4、議案第64号「工事請負契約の締結について【安芸高田市葬斎場用地造成工事】」の件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 議案第64号「工事請負契約の締結について」の提案理由の御説明をいたします。

本案は、安芸高田市葬斎場用地造成工事を株式会社 伏光組と1億6,412万1,300円で請負契約を締結することについて、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。慎重に御審議を下さり、適切なる議決をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

- 藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
企画振興部長 竹本峰昭君。

- 竹本企画振興部長 それでは、議案第64号の要点の説明をさせていただきます。  
まず、議案第64号をごらんいただきたいと思います。工事請負契約の締結について。安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものでございます。
- 1契約の目的、安芸高田市葬斎場用地造成工事。2契約の方法、事後審査型一般競争入札。3契約の金額、1億6,412万1,300円。4契約の相手方、住所 広島県安芸高田市吉田町吉田1841-2。名称、株式会社 伏光組 安芸高田営業所。代表者 所長 稲田洋。
- 説明資料のほうをごらんいただきたいと思います。1枚めくっていただきまして、今回の用地造成工事の概要を少し説明をさせていただきます。工事名は先ほどのとおりでございます。工事場所も安芸高田市吉田町多治比。工期につきましては、議会の議決の日の翌日から平成24年2月29日までを予定としております。工事概要でございますが、造成面積全体1万1,936平米の中で有効面積と記述させていただいております6,067平米につきましては、平たん部分となる面積というふうに御

理解をいただきたいと思います。

今回の工事の内容の重立ったものを説明させていただきますと、擁壁工の中のブロック積み1,267平米。補強土壁工、俗称テールアルメというような種類がございますが、補強土壁工が608平米。水路工一式、その他附帯の工事が一式となっております。

続きまして、次の造成工事の図面と一部、歩道改良の図面をここに一緒にのせてるわけですが、今回のこの契約の対象となるのはこの中の造成工事の部分でございます。進入路の部分から左側の部分が今回の造成工事の対象となっているものでございます。左の下側が吉田町のほうになり、右側のほうが美土里町というふうになっております。この中で基本的に6,067平米の平たん部分がとれというものの工事でございます。以上で要点の説明を終わらせていただきます。

○藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

14番 青原敏治君。

○青原議員 14番です。この工事締結につきましてですが、安芸高田市議会にも特別委員会というものがああります。これは企画との連携のもとで運営をされているというふうに思っております。事あるごとには委員会を開いていろいろ精査をしながら事を進めていこうというふうになっとなんじやなかろうかというふうに思います。ただ今回は、こういうふうに唐突に造成工事はせにやいけんのはわかるとるんですが、このことが入札をする前に委員会で協議をするべきじゃなかったろうかというふうな思いがするんですが、そこらの経過の説明ですね、なぜ委員会が開けなかったかという理由も合わせてお聞きをしたいというふうに思います。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 議員御指摘のように、この間議会の特別委員会と連携を図りつつ、いろんな場面場面でその内容等を御協議いただいて進めてきたというのはこの間もかわりございません。ただ今回の中におきましては、今回造成工事の入札ということに関しましては、当初予算の中でもいろいろ御説明させていただいた中で、本年度、造成工事とまた建屋の発注等まで行きたい。そういった中の一つのこれは行政側の執行部分であるということの中で入札はまずかけさせていただいたという考え方でございます。これからも事あるごとに、特別委員会との連携は図らせていただきながら進めていきたいというのはかわっていないことは御理解をいただきたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

14番 青原敏治君。

○青原議員 今説明をいただいたんですが、こうやって議案として出てきた以上はもうこれは変えようがないというふうに思うんですね。それだったら何のための特別委員会があるのかなという思いがするんですが、そこらあ

たりの考え方が私はどうもおかしいんじゃないかなというふうに思うんですが、再度、答弁をいただきたいと思います。

○藤井議長 　　ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 　　造成工事に伴う一般的な予算の説明等につきましては、当初予算の中でも全体の中で今回の工事、建屋と造成工事の中で14億300万円という中でも一定の審議等もいただく中で、一定の説明もさせてきておるというふうに我々は理解しています。そういった中、今回の入札等をかけさせていただく中で、今後の利用形態とか建物の仕様、そういったものについて議会等のいろんな中の御意見をいただきながら進めてまいりたいという考えでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○藤井議長 　　以上で答弁を終わります。

14番 青原敏治君。

○青原議員 　　こだわるわけじゃないんですが、やっぱりね、意思の疎通がないとこれだけの大きい事業ですので市民も関心を持ってらるんですよ。やっぱり万全を期した最高のものをつくっていただきたいというのが我々もそうですし、市民の方もそうだろうというふうに思うんですよ。ということは、その中で話し合いがささいなことでも少しでも議論していただいて進めていただければという思いがあるんですよ。それを当初予算でもう決まってるからこのようにやりましたよじゃ、それじゃ、何のための特別委員会かわからんじゃないですか。意味ないですよ。当初予算でずっとやるのであれば、全然特別委員会なんかつくる必要なかったじゃないですか。何のための特別委員会かということになるんですよ。だからやっぱりそこらは執行部の方も考えていただいて、協議をしながら前へ進めていくというのが私はベターじゃなかろうかというふうに思うんですが、そこらあたり市長さんはどういうふうに考えておられるのか、お聞きしたい。

○藤井議長 　　ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 　　決して議会を軽視しているんじゃないしに、執行権の問題がありましてこの分野は執行権でやるのがベターであろうと。一般常識の範囲で執行さしてもらったことなので。このことについて関与したいというんだったらもっと議運とか、そういうもので議論をしていきたいと思います。どの程度まで1から10まで議会が知らんとか、人事権まで全部やったらそういう自治体はないので、この問題に関してはいわゆる我々の受け取り方は葬斎場に関しての利用の仕方とか利便性とか、こういうものについての協議を願うというように解釈しております。まだ契約とかそういうことについては、執行権のいわゆるこのたびの議会のできる事項じゃないと判断しております。その格段につきましてはもっと議論させてもらいたいと思います。よその町もやっぱりこの辺のけじめをつけていると思いますので、御理解を賜りたいと思います。

- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
6番 水戸眞悟君。
- 水戸議員 6番、水戸でございます。途中の説明の中で聞き漏らしとるんかもわかりませんが、あえてお伺いをしたいと思いますが、進入路から吉田方面についての今回の造成平面図が示されておるんですけども、この中でこれまでの安芸高田市の市有地の中でこの造成工事がおさまったものか、あるいは周辺一部分でも民有地を今回新たに用地買収をした経緯があるのどうか、この辺ちょっと私が記憶にございませんので、改めてお伺いをいたします。
- 藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。  
企画振興部長 竹本峰昭君。
- 竹本企画振興部長 造成部分における旧吉田町の環境センター土地等の境界のしるしもこれ図面じゃちょっとわかりにくいんですが、入れさせていただいてます。という中で、基本的に旧吉田町環境センターの敷地内で造成工事を対応すると。その中で平たん部分6,067平米を確保できるというものでございます。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
(質疑なし)
- 藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。  
(異議なし)
- 藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)
- 藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第64号「工事請負契約の締結について【安芸高田市葬斎場用地造成工事】」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 藤井議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました以上をもって本臨時会の日程はすべて終了いたしました。  
これにて平成23年第3回安芸高田市議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでございました。



午前10時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員